

1. 基本的考え方

平成24年度に引き続き、
アクションプランと施策パッケージの2つの制度により、
最重点化・重点化を図る。

最重点

科学技術重要施策アクションプラン

- 総合科学技術会議が最も重要と考える施策の方向性を概算要求前に示すことにより、政府全体の科学技術予算の重点化を誘導

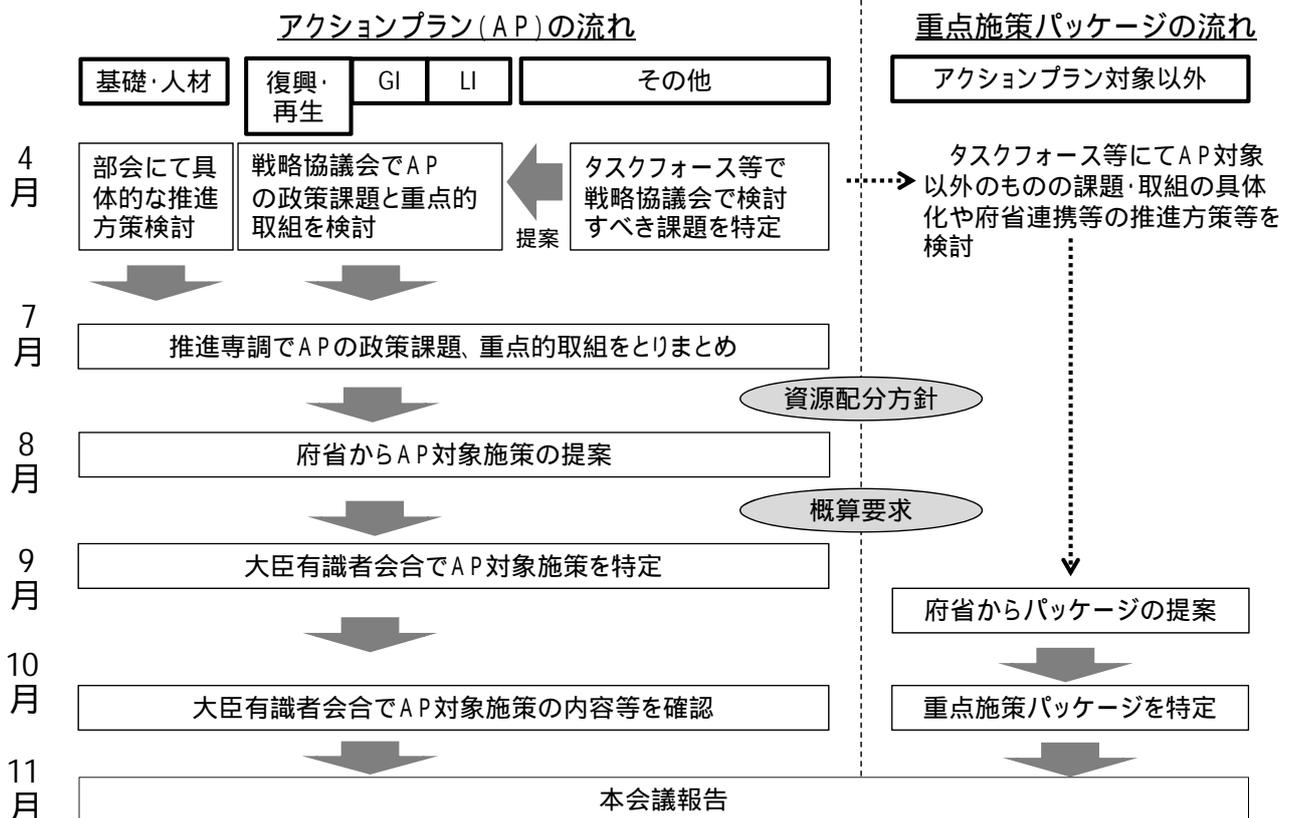
重点

重点施策パッケージ

- 各府省が推進しようとする課題解決に向けた施策パッケージを概算要求後に提案。総合科学技術会議が重点化すべきもの特定し、重点化を誘導

1

予算編成プロセスにおける戦略協議会、タスクフォース等の役割(案)



2

1. 重点的取組の設定に当たっての視点

- (1) 期待される効果(経済的効果、社会的効果)が十分に大きく、持続的な成長と社会の発展に貢献するものかどうか
- (2) 期待される効果の発揮に貢献できる取組であるかどうか(特に研究成果の実用化までの段階を見通した実施主体候補等が明確に示されているか)
- (3) 当該分野の国際的位置付け(政策上の位置付け、技術競争力の優位性等)を把握した上で、我が国として重点的に推進すべきものと言えるかどうか
- (4) 緊急性が高い取組かどうか
- (5) 国と民間等との役割分担を考慮した上で、国が主導して実施する必要性が高いものであるか

2. 平成24年度アクションプランで設定した重点的取組を見直す視点

- (1) 他に有効な取組が出てきていないか(そのまま継続する必要性がなくなっていないか)
- (2) 継続したとして、成果が出せない可能性が高まっていないか
- (3) 順調に推移し、もはや後押しを必要としない段階になっていないか

個別施策

- 各府省は、政策課題及び重点的取組に示された内容及び要件に基づき、政策課題の解決に資すると考えられる個別施策を提案する。
- 総合科学技術会議は、提案された個別施策の中から、政策課題の解決に貢献でき、イノベーションの実現に顕著な貢献が期待できる施策について、アクションプラン対象施策として特定する。
- 個別施策の特定に当たっては、以下の特定基準を設定する。
 - (1) 目標設定(いつまでに何をするか)が明確・成果検証可能であること。
 - (2) 研究成果の活用段階における実施主体候補が明確であること。
 - (3) 実施アプローチが具体的・実効的であり、かつ、適切なマネジメントが期待できる実施体制であること。
 - (4) 施策の内容及び予算額が明確に特定できるものであること。